

2024年度以降入学者対象

免許状の種類	基礎資格	本学における最低修得単位数			
		教育の基礎的 理解に関する 科目等	教科及び教科の指導法に関する科目 (学部・学科専攻/免許教科) 【免許法に定める最低修得単位数】	大学が独 自に設定 する科目	その他 の科目
中学校教諭 (一種免許状)	学士の学位を有 すること	29	28(産業・産業情報/数学) 31(産業・総合デザイン/美術) 27(保健・鍼灸学/保健) 27(保健・理学療法学/保健) 30(保健・情報システム/数学) 【 28 】	4(※)	8
高等学校教諭 (一種免許状)	学士の学位を有 すること	25	24(産業・産業情報/数学) 30(産業・産業情報/情報) 23(産業・産業情報/工業) 29(産業・総合デザイン/工芸) 27(産業・総合デザイン/美術) 31(保健・鍼灸学/保健) 31(保健・理学療法学/保健) 26(保健・情報システム/数学) 29(保健・情報システム/情報) 【 24 】	12(※)	8

2022年度以降入学者対象

免許状の種類	基礎資格	本学における最低修得単位数			
		教育の基礎的 理解に関する 科目等	教科及び教科の指導法に関する科目 (学部・学科専攻/免許教科) 【免許法に定める最低修得単位数】	大学が独 自に設定 する科目	その他 の科目
中学校教諭 (一種免許状)	学士の学位を有 すること	29	28(産業・産業情報/数学) 31(産業・総合デザイン/美術) 27(保健・鍼灸学/保健) 27(保健・理学療法学/保健) 38(保健・情報システム/数学) 【 28 】	4(※)	8
高等学校教諭 (一種免許状)	学士の学位を有 すること	25	24(産業・産業情報/数学) 30(産業・産業情報/情報) 23(産業・産業情報/工業) 29(産業・総合デザイン/工芸) 27(産業・総合デザイン/美術) 31(保健・鍼灸学/保健) 31(保健・理学療法学/保健) 42(保健・情報システム/数学) 19(保健・情報システム/情報) 【 24 】	12(※)	8

2021年度以前入学者対象

免許状の種類	基礎資格	本学における最低修得単位数			
		教育の基礎的 理解に関する 科目等	教科及び教科の指導法に関する科目 (学部・学科専攻/免許教科) 【免許法に定める最低修得単位数】	大学が独 自に設定 する科目	その他 の科目
中学校教諭 (一種免許状)	学士の学位を有 すること	29	28(産業・産業情報/数学) 31(産業・総合デザイン/美術) 27(保健・鍼灸学/保健) 27(保健・理学療法学/保健) 46(保健・情報システム/数学) 【 28 】	4(※)	8
高等学校教諭 (一種免許状)	学士の学位を有 すること	25	24(産業・産業情報/数学) 30(産業・産業情報/情報) 23(産業・産業情報/工業) 29(産業・総合デザイン/工芸) 27(産業・総合デザイン/美術) 31(保健・鍼灸学/保健) 31(保健・理学療法学/保健) 42(保健・情報システム/数学) 19(保健・情報システム/情報) 【 24 】	12(※)	8

(注) この表の最低修得単位数は、免許法に定める最低修得単位数を基に本学が定めた単位数を示します。

※ 「大学が独自に設定する科目」の選択科目(高等学校のみ)又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」について、併せて中学校教諭は4単位以上、高等学校教諭は12単位以上を修得してください。